

第 7 6 号議案

大久保グラススキー場・大久保キャンプ場の指定管理者の指定について

大久保グラススキー場・大久保キャンプ場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 大久保グラススキー場

大久保キャンプ場

指定管理者 藤枝市瀬戸ノ谷11021番地

大久保振興会

会長 滝下 俊之

指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで